

# 障害者（児）ホームヘルパー養成 研修事業の実施について

平成13年6月20日 障発第263号  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

身体障害者ホームヘルプサービス事業及び障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業（以下「障害者（児）ホームヘルプサービス事業」という。）については、障害者プランに基づき、その充実を図っているところであるが、身体障害者及び障害児・知的障害者（以下「障害者（児）」という。）の、身体介護を中心とする介護ニーズに的確に対応していくためには、障害者（児）ホームヘルパーの更なる量的、質的充実を図っていくことが求められている。

このため、障害者（児）に派遣される障害者（児）ホームヘルパーの養成を更に推進する観点から、新たに別添のとおり「障害者（児）ホームヘルパー養

成研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を定めたので、本事業の円滑な実施及び関係市町村に対する本事業の趣旨の徹底について特段のご配慮をお願いする。

本通知の施行に伴い「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成7年7月31日社援更第192号・老計第116号・児発第725号 厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。

ただし、本事業の実施体制の鐘備に要する期間を考慮し、平成13年度中については、なお従前の例によることができるものとする。

[ 別添 ]

## 障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱

### 1 目的

障害者（児）の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識、技能を有する障害者（児）ホームヘルパーの養成を図ることとする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県又は指定都市とする。

ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

### 3 対象者

原則として、障害者（児）ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

#### 4 研修カリキュラム

(1) 本研修は、障害者（児）ホームヘルパー養成研修1級課程（以下「1級課程」という。）、障害者（児）ホームヘルパー養成研修2級課程（以下「2級課程」という。）、障害者（児）ホームヘルパー養成研修3級課程（以下「3級課程」という。）及び継続養成研修の4課程とし、各課程の「カ1」キュラムについては別紙1のとおりとする。

ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することは差し支えない。

(2) 各課程の位置付け等は次のとおりとする。

##### ア 1級課程

障害者（児）ホームヘルプサービス事業における基幹的な障害者（児）ホームヘルパーの養成研修課程とし、2級課程修了者を対象に、2級課程で修得した基本事項についてのより深い知識と技術に加え、チーム運営方式の主任ヘルパー業務に関する知識、技術を修得することとする。

したがって、2級課程の修了後、原則として1年以上ホームヘルパーとして活動した者に対して実施することが望ましい。

##### イ 2級課程

障害者（児）ホームヘルプサービス事業に従事する者の基本研修課程とし、福祉サービスの基本視点の理解、業務内容やサービス利用者に関する知識等の必要な知識及び具体的技術について修得することとする。

常勤又はこれに準ずる勤務形態（概ね、1日の勤務時間が6時間以上で1週間の勤務時間が5日以上、かつ、1月の勤務日数が常勤の勤務日数の4分の3以上の場合をいう。）の障害者（児）ホームヘルパーは、2級課程を修了することとする。

##### ウ 3級課程

2級課程へステップアップすることを前提とした障害者（児）ホームヘルプサービス事業入門研修課程とし、障害者（児）ホームヘルプサービス事業に従事するに当たって必要な知識と技術のうち基礎的なものを修得することとする。

##### エ 継続養成研修

1級課程修了者の資質の維持、向上のために実施する次の4プログラムとし、1級課程修了者は、原則として3年を経過するごとにいずれかのプロ

グラムを受講することとする。

(ア) チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム

(イ) 最新の知識プログラム

(ウ) 指導技術と介護技術プログラム

(エ) 困難事例対応技術プログラム

(3) 各課程の概要、受講対象者及び研修時間は次のとおりとする。

課程	概要	受講対象者	時間
1級課程	チーム運営方式の主任ヘルパー等の基幹的ヘルパーの養成研修	2級課程修了者	230
2級課程	障害者（児）ホームヘルプサービス事業従業者の基本研修	障害者（児）ホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者	130
3級課程	障害者（児）ホームヘルプサービス事業入門研修	勤務時間の少ない非常勤障害者（児）ホームヘルパー、福祉公社の協力会員、登録ヘルパー等として障害者（児）ホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者	50
継続養成研修	1級課程修了者の資質の維持・向上に必要な研修	1級課程修了者	設定された時間数

(4) 都道府県知事及び指定都市市長は、3級課程修了者が2級課程の研修を受講する場合、2級課程の研修科目及び研修時間のうち別紙2に掲げる研修科目及び研修時間を免除することができるものとする。

#### 5 研修期間

(1) 1級課程については、原則として1年以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2年の範囲内で修了することとして差し支えない。

(2) 2級課程については、原則として8月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、1年6月の範囲内で修了することとして差し支えない。

(3) 3級課程については、原則として4月以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、8月の範囲内で修了することとして差し支えない。

(4) 継続養成研修については、原則として3月以内に修了することとする。

## 6 修了証書の交付等

(1) 都道府県知事及び指定都市市長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書及び携帯用修了証明書を交付するものとする。

(2) 都道府県知事及び指定都市市長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するとともに、作成後遅滞なく関係市町村長に送付するものとする。

## 7 研修会参加費用

研修会開催費用のうち、教材等にかかる実費相当分については、参加者が負担するものとする。

## 8 障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業としての指定

(1) 都道府県知事は、自ら行う研修事業の他に当該都道府県の区域内において、社会福祉協議会、農業協同組合、福祉公社、学校法人、医療法人、老人クラブ等が行う類似の研修事業のうち、適正な審査の結果別途定める要件を満たすものを、障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業として指定することができるものとする。

(2) 指定された障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施者は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書及び携帯用修了証明書を交付するものとする。

(3) 都道府県知事及び指定都市市長は、研修修了者のうち、6の(2)に定める名簿への登載を希望する者については、6の(2)に準じ適正に取扱うものとする。

(4) 事業の実施場所が複数の都道府県にわたる研修事業（単に受講者の募集対象地域又は居住地が複数の都道府県に渡る場合を除く。）については、事

業の実施場所である各都道府県知事がそれぞれ指定するものとする。

(5) 旧通知に基づく指定を受けた研修事業は、本要綱に基づく指定を受けたものとみなす。

## 9 その他

(1) 旧通知に基づく1級課程、2級課程又は3級課程を修了した者（旧通知9に基づき1級課程、2級課程又は3級課程を修了したものとみなされた者を含む。）は、本要綱に定めるそれぞれの課程を修了したものとみなす。

(2) 介護福祉士であって、障害者（児）ホームヘルプサービス事業に従事する者は、1級課程を修了したものとみなす。

## 10 事業実施上の留意事項

(1) 都道府県知事及び指定都市市長は、本事業の実施に当たって、福祉人材センター、福祉人材バンク等との十分な連携を図るものとする。

(2) 都道府県知事は、障害者（児）ホームヘルパーの人材の確保に資するため、8に定める障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業としての指定を積極的に行うものとする。

(3) 都道府県知事及び指定都市市長は、現に障害者（児）ホームヘルパーとして活動している者のうち、養成研修を受講していない者等が業務の内容に応じた資質の向上を図れるよう適切な配慮を行うものとする。

(4) 研修の実施に当たっては、テキストに加え、副読本の活用や視聴覚教材の活用等を図るものとする。

（以下、略）